

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実により、創業当初からの基本精神である「奉仕の徹底」を実践し、これを通じてお客さま、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーとの信頼関係強化、企業としての社会的使命・責任の遂行、ひいては企業価値の向上を実現できるものと考えております。

このため当社では、厳格な監督機能の下、迅速な意思決定と業務の執行を行い、適正な情報開示を外部に対して行い、また、外部からの意見を積極的に聴取できる経営体制を整えることを経営方針の柱としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平賀秀夫合同会社	2,020,000	5.18
第一生命保険株式会社	2,000,000	5.13
株式会社みずほ銀行	1,824,000	4.68
東京ホールセール株式会社	1,789,004	4.59
株式会社大丸松坂屋百貨店	1,713,372	4.39
朝日生命保険相互会社	1,635,000	4.19
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,531,000	3.93
日新火災海上保険株式会社	1,450,000	3.72
三井住友信託銀行株式会社	1,076,000	2.76
株式会社廣瀬商会	1,050,000	2.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	12 月
-----	------

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀尾 則光	他の会社の出身者								○			
林 俊保	他の会社の出身者								○			
隅田 正彦	他の会社の出身者								△			
廣瀬 慶太郎	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀尾 則光	○	第一生命保険株式会社 代表取締役副社長執行役員	1. 社外取締役の選任理由 企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、その経験・識見を当社の経営に反映していただくために、社外取締役に選任しております。 2. 独立性に関する考え方 取締役堀尾則光氏は、第一生命保険株式会社の代表取締役副社長執行役員であります。当社と同社との間に保険等の取引関係がありますが、当社と同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。
林 俊保	○	J.フロントリテイリング株式会社 取締役兼常務執行役員業務統括部長	1. 社外取締役の選任理由 企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、その経験・識見を当社の経営に反映していただくために、社外取締役に選任して

			おります。 2. 独立性に関する考え方 取締役林俊保氏は、Jフロントリテイリング株式会社の取締役兼常務執行役員であります。当社は、その子会社の株式会社大丸松坂屋百貨店との間に店舗および商品購入等の取引関係がありますが、当社と株式会社大丸松坂屋百貨店との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。
隅田 正彦	○	株式会社インフォテック朝日 代表取締役社長	1. 社外取締役の選任理由 企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、その経験・識見を当社の経営に反映していただくために、社外取締役に選任しております。 2. 独立性に関する考え方 取締役隅田正彦氏は、平成25年7月まで朝日生命保険相互会社の代表取締役専務執行役員でありました。当社と同社との間には、保険等の取引関係がありますが、当社と同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、同氏は現在株式会社インフォテック朝日の代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。以上のことから、独立役員として適任であると判断しております。
廣瀬 慶太郎	○	株式会社廣瀬商会 代表取締役社長	1. 社外取締役の選任理由 経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、その経験・識見を当社の経営に反映していただくために、社外取締役に選任しております。 2. 独立性に関する考え方 取締役廣瀬慶太郎氏は、株式会社廣瀬商会の代表取締役社長であります。当社と同社との間に製品購入等の取引関係がありますが、当社と同社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役・会計監査人は、定期的に会合を開催し、「監査体制・監査計画・監査実施状況さらには、当社の内部統制の構築状況」などについて討議いたしております。また会計監査人の決算処理業務や支店事業所の往査にも、監査役は、現場立ち会いを実施いたしており、平素より意思疎通を図っております。また、会社法397条では会計監査人から監査役に対する報告が規定されていますが、当社では「日本監査役協会・日本公認会計士協会」からの「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」に添って、監査役会と会計監査人は親密な連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

大須賀 克爾	他の会社の出身者																			
後藤 啓二	弁護士																			
日下 宗仁	公認会計士																			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大須賀 克爾	○	-	1. 社外監査役の選任理由 経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただくために、社外監査役として選任しております。 2. 独立性に関する考え方 監査役大須賀克爾氏は、東京証券取引所の規定する独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、同氏と一般株主との間で利益相反の生じる恐れはないと考えられるため、独立役員として適任であると判断しております。
後藤 啓二	○	後藤コンプライアンス法律事務所代表(弁護士) セントラル警備保障株式会社 社外監査役 株式会社ノンストレス 社外監査役 株式会社プリンスホテル 社外取締役	1. 社外監査役の選任理由 弁護士としての高度な専門知識を当社の監査に反映していただくために、社外監査役として選任しております。 2. 独立性に関する考え方 監査役後藤啓二氏は、後藤コンプライアンス法律事務所代表、セントラル警備保障株式会社 社外監査役、株式会社ノンストレス社外監査役並びに株式会社プリンスホテル社外取締役であります。当社と後藤コンプライアンス法律事務所、セントラル警備保障株式会社、株式会社ノンストレスとの間には特別な関係はありません。また、当社と株式会社プリンスホテルとの間にリネンサプライ等の取引関係がありますが、当社と株式会社プリンスホテルとの間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。
日下 宗仁	○	株式会社J-オイルミルズ 社外監査役	1. 社外監査役の選任理由 公認会計士としての高度な専門知識を当社の監査に反映していただくために、社外監査役として選任しております。 2. 独立性に関する考え方 監査役日下宗仁氏は、株式会社J-オイルミルズ社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はなく、独立役員として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

7名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、平成27年3月27日開催の第122回定時株主総会において、「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することを決議しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることができるものと考えております。

取締役には、1ポイント当たり当社株式1株に換算されるポイントを、1事業年度当たり全取締役の合計として10万ポイントを上限に付与し、ポイントに応じた数の当社株式の給付を退任後に受けることができます。

本信託は、平成27年5月18日に信託契約を締結し、同日から信託を開始する予定です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

当社では、社外取締役および社外監査役の専任スタッフは配置しておりませんが、経営企画部に取締役会担当者を事務局として設置し、社外取締役および社外監査役への取締役会の事前資料の配布や事前説明などのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

現状のコーポレートガバナンス体制の概要は、添付模式図「内部統制システムの概要を含むコーポレートガバナンス体制」の通りであります。

取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、社外取締役4名を含む12名の体制をとっております。取締役会は原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を監督しております。

社外取締役は、当社の事業環境に識見を持つ方であり、独立した立場から取締役会に出席するほか、各取締役の業務執行について直接報告を受け、経営の監督にあっております。

当社は取締役会への付議事項の事前審議および取締役会の決定した基本方針に基づき、その業務執行方針・計画・重要な業務の実施等に関する協議機関として常務以上をメンバーとする常務会を原則月2回開催しております。

取締役候補者は代表取締役社長が選定し、取締役会での承認を得た後、株主総会の決議により、取締役に選任しております。

監査役会は常勤監査役1名、社外監査役3名の計4名体制をとっております。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画および職務分担に基づき、監査業務を誠実に実行いたしております。

社外監査役の内1名は金融機関の役員役員の経験があり、他の1名は公認会計士であり財務・会計に関して相当程度の知見を有しております。監査役会、内部統制部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査品質の質的向上に努めております。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

業務を執行した公認会計士及び継続監査年数

指定有限責任社員 業務執行社員 永澤 宏一氏(継続監査年数5年)

指定有限責任社員 業務執行社員 曾田 将之氏(継続監査年数1年)

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士・・・10名 その他・・・10名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であります。当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会の招集通知に関して、株主様への発送後に、当社ホームページへの掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.hakuyosha.co.jp/ir/news/ 当社ホームページにて、決算短信のほか、各種適時開示資料の掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	
その他	機関投資家に対するIR取材対応を適宜行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境への取組みといたしましては、リネンサプライ千葉事業所においてISO9001品質マネジメントシステムを認証取得しておりましたが、それに加えて、東京支店工場でISO14001環境マネジメントシステムを認証取得いたしました。また、ユニフォームレンタル東部事業所及びユニフォームレンタル西部事業所明石工場においてもISO22000食品安全マネジメントシステムを認証取得いたしました。
その他	＜女性活躍の推進＞ 当社は中期経営計画(平成27年度～平成29年度)において、「女性活躍推進」を経営戦略として位置付け、「2020年までに、管理監督者(含係長)に占める女性の比率を15%以上とすること」および「2020年までに、指導的地位(含リーダー・トレーナー)に占める女性の比率を30%とすること」を経営目標としております。 実現に向けた取り組みの状況といたしましては、平成26年1月に人事部内に「ダイバーシティ推進室」を設置の上、組織横断的なプロジェクトチームを組成し、社内の各部署で働く女性従業員からの意見を元に、女性が活躍するための社内環境の整備を推進しております。平成27年2月にはプロジェクトチームによる課題の抽出と提言を踏まえ、産前短時間勤務における最低勤務時間の短縮や、育児休暇期間および育児短時間勤務期間の延長といった、育児休業等に係る社内諸制度の改訂を行いました。 管理監督者候補となる女性については、個別具体的な登用計画を策定し、養成研修の実施などのフォローアップを行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

総論

当社は、会社法362条4項6号及び同5項に基づき、代表取締役及び取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの整備について、その基本方針を明らかにするとともに、同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるための決議を行った。本決議に基づく内部統制システムの整備は、各条項に定める担当者の下で、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を作ることとする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員に法令・定款の遵守を徹底するためコンプライアンス・マニュアルを整備し、企業倫理に則った行動をとるべく「行動規範」を定め、朝礼・会議等の研修により周知徹底と意識の高揚を図る。
- (2) 内部通報制度を整備し、取締役及び従業員が法令・定款違反行為を発見した場合には、内部統制部と弁護士事務所それぞれを窓口とした専用ラインに通報され、公益通報者保護法に基づき適切に対応する体制を確保する。
- (3) コンプライアンス担当の取締役が所管する法務コンプライアンス室において、コンプライアンス・マニュアルの整備、内部通報制度の運用状況の検証その他コンプライアンスについての取り組みを推進し、取締役会に定期的に報告する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程、個人情報管理規程及びそれに関する管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。
- (2) 株主総会、取締役会、常務会などの重要議事録は、文書又は電磁的媒体に記録し適切に保存管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務遂行上の各種リスクへの対応は、担当各部・事業本部が中心となり日々注意を払い、危険な兆候を察知したときは速やかに、リスクマネジメント委員会委員長(代表取締役兼務)に報告し対処する。
- (2) 全社的な法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険に関しては、内部監査室の監査情報、法務コンプライアンス室、リスクマネジメント委員会における情報収集を基に、重大事項は経営陣及び担当部署に報告し対処する。
- (3) 代表取締役が委員長を務めるリスクマネジメント委員会において、リスク管理の方針の決定、リスク管理規程の整備、運用状況の検証その他リスク管理全般に関する事項について審議し、取締役会に定期的に報告する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月1回の取締役会の開催のほか、常務会を月2回開催し、経営陣の意思疎通を円滑に図るとともに、迅速かつ確かな判断を下す。
- (2) 職務の執行に関しては「職務分掌規程」と「稟議規程」により意思決定の対象範囲と決定権者を定め、手続きの適正を確保する。
- (3) 内部監査室は公正かつ独立の立場で業務の執行状況を監視し、的確な現状把握と建設的な助言により取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における、業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社と子会社とのグループ内でのリスク情報の共有とコンプライアンス遵守の目的から、グループ内部統制委員会を設置する。
- (2) グループ内部統制委員会は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合は直ちに危険の内容、損失の程度及び当社への影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を構築する。
- (3) 当社と子会社との間における、利益の付替え、損失の飛ばし等、不適切な取引又は会計処理を防止するため、グループ内部統制委員会は、当社の内部監査室および子会社のこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき人材を置くことを求めた場合には、内部監査室員に委嘱するか、内外から各業務を検証できるだけの専門知識を有する人材を、適切に選任するものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 前号の使用人を置く場合は、当該使用人の業務は監査に係る業務に限定し、他の業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
- (2) 当該使用人の任命、人事考課、異動、懲戒については、監査役会の意見を尊重するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び従業員は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。
- (2) 前号の報告事項として、主なものは次の通りとする。
 - (ア) 当社の内部統制システム整備に係る部門の活動状況
 - (イ) 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (ウ) 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - (エ) 内部通報制度の運用状況及びその内容
 - (オ) 内部監査室の活動状況
 - (カ) 違法行為・内部不正・苦情・トラブルなど

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、各部門が協力し調整体制を保ち監査業務執行を妨げない。
- (2) 取締役及び従業員は、監査役からその監査業務執行に関する事項の報告・調査を求められた場合は、速やかに当該事項について報告する体制を確保する。
- (3) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の業務執行方針の確認、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要事項などについて意見交換するものとする。

10. 当社の反社会的勢力排除に向けた方針及び反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた方針
白洋舎グループは、社会に脅威を与える反社会的勢力、団体との一切の関係を持たない。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や弁護士等の外部専門機関との密接な連携関係を構築すると共に、行動規範等を通して従業員へ反社会的勢力関係排除の徹底を図る。
本社・各支店・事業所の責任者は管轄する警察署との情報連絡を密に行い、反社会的勢力の動向把握に努める。
必要に応じて、研修会に参加し、悪質な特殊暴力への対応準備を整える。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況10に記載の通りであります。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

-

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、会社情報を開示する際は、会社情報の内容により次のような体制をとっております。

1. 決定事実に関する情報

重要な決定事項については、原則として毎月2回および必要に応じて開催される常務会において検討の後、毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する事により迅速な決定を行っております。

決定された重要事項については、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い迅速に開示を行うよう努めております。取締役会には監査役が出席し、さらに必要に応じて会計監査人および弁護士による監査およびアドバイスを受け、正確で迅速な開示に努めております。

2. 発生事実に関する情報

重要事項が発生した場合には、発生を認識した部署から速やかに代表取締役役に情報が集約され、常務会メンバーおよび関係部署による検討を行い、取締役会に報告されます。

さらに必要に応じて会計監査人および弁護士による監査およびアドバイスを受け、正確で迅速な開示に努めております。

3. 決算に関する情報

決算に関する情報は、決算月の翌月に経理部において決算財務数値を作成し、適切な時期までに会計監査人および監査役会の監査を受けた後決算取締役会において承認し、速やかに決算情報を開示しております。

なお、期中においても監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を聴取し、重要な決算書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しております。さらに会計監査人による期中および期末の監査が実施されており、これにより、正確で迅速な開示に努めております。

内部統制全体の運用概念図

